

# 芦屋市市民参画協働推進計画

～市民参画協働推進による  
新しい芦屋のまちづくり～

平成20年2月

芦 屋 市

# 芦屋市市民参画協働推進計画

## 目次

第1章 推進計画の基本的な考え方	1
第2章 推進計画	
1 基本理念	2
2 基本目標	3
3 具体的な取組み	
基本目標1	4
基本目標2	6
基本目標3	8
基本目標4	9
基本目標5	10
芦屋市市民参画協働推進計画イメージ図	11
資料編	12

# 第1章 推進計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の目的

本市では、平成12年度に策定された「第3次芦屋市総合計画」に市政の根幹として、「市民参画・協働推進による市政の推進」を規定しています。

市民と市が、互いに信頼し、責任を持ち、協力しあうことにより、参画協働による地方分権社会にふさわしい新しい芦屋のまちづくりを、推進することが必要です。

そこで、市民と市が共に考え、共に取り組むためのルールと施策の基本的な方向性を明らかにした「芦屋市市民参画・協働推進の指針」を市民委員の参加の下に平成18年2月に策定しました。

この指針を基に、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定め、市民と市が協働による住みよいまちをつくることを目的とした「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」を平成19年3月に制定しました。

本計画は、この条例に基づき、本市の市政に対する市民の参画を推進し、市民と市が協働による市政を計画的に、市民の皆さんとともに進めていくために定めるものです。

## 2 計画の期間

本計画は、平成19年度からおおむね5年間とします。

なお計画は、社会情勢の変化及び市民参画の推進状況に応じて見直しを行います。

## 第2章 推進計画

### 1 基本理念

市民参画と協働による住みよいまちづくり

平成12年4月「地方分権一括法」が施行され、本市をはじめとして全国の地方自治体は、国と対等の関係のもとに、地域の実情に沿った市政を実践していくことが求められています。

市は、震災の復興過程で市民と市が一丸となり協働し、共に苦労を分かち合い芦屋市を再生した経験を生かし、市民と市の連携により真に豊かで個性的な暮らしやすいまちづくりを進めます。

そのために市民と市は、互いに市民参画協働推進に向けて情報の共有化や参加機会の拡充、まちづくり活動の促進を図り、「市民と市の参画協働による住みよいまちづくり」の実現を目指します。

#### 用語の意義（定義）

「市民」とは

市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいいます。

「市民参画」とは

市民が市政に参画する意思を反映させることを目的として、市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいいます。

「協働」とは

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互い尊重し、補完し、協力することをいいます。

「まちづくり」とは

市や地域をより良くすることを目的とした、＜考える＞＜情報を通わせる＞＜仕組みや制度を作る＞＜事業を行う＞など、すべての行動を「まちづくり」といいます。

## 2 基本目標

市民参画協働の推進に当たって市は、芦屋のまちにふさわしい参画と協働を推進するため、基本目標を掲げ具体的に取り組みます。

- 基本目標 1      市民参画協働への意識と意欲を高めます      <意識づくり>
- 基本目標 2      多様な市民参画の手法を整備します      <手法の整備>
- 基本目標 3      市民活動を高めるための環境を整備します      <環境の整備>
- 基本目標 4      市民参画協働推進の仕組みを整備します      <仕組みづくり>
- 基本目標 5      市民参画協働事業を推進します      <市民参画協働事業の推進>

### 3 具体的な取組み

#### 基本目標 1 市民参画協働への意識と意欲を高めます

##### <意識づくり>

##### (1) 受信した情報を正確に分かりやすく伝えるための環境を整備します。

市民が自主的に市政に参画し、市や市民と協働したいときには、すぐに情報をまとめて見ることができるようになります。市民の参画協働への意識と意欲を高めるため、協働の拠点において、情報を受信、一元化、共有及び発信しやすい環境を整備します。

##### ア ホームページの活用による情報の受信及び発信をします。

情報収集機能の強化のため、協働の拠点において、ホームページを開設し、市内で活動している団体の情報を共有できるよう取りまとめます。各市町の参画センターとリンクし、インターネットを活用した参画情報や地域の身近な協働情報を受信、一元化、共有及び発信します。

##### イ 多様な媒体による情報伝達方法の工夫に努めます。

市は、多様な媒体からさまざまな情報を受け取り、その中から、正確で分かりやすい情報を迅速に整備して市民に提供し、説明責任を果たすことが出来るよう工夫に努めます。

市民活動に関する様々な情報をすべての主体に提供するため、市広報紙、市ホームページや独自に作ったホームページ、チラシ、リーフレット、回覧板やイベント等を多元的に活用します。

この計画の中では、市民参画協働推進に関する情報を  
「市民又は市が手に入れること」を受信と  
「市が取りまとめること」を一元化と  
「市民と市が共に持つこと」を共有と  
「市民又は市が伝えること」を発信と  
いいます。

( 2 ) まちづくりや市民参画協働の推進にかかわる学習機会の充実に努めます。

- ア 市民に向けての参画協働の啓発と意識の醸成  
市広報紙やホームページを活用し,市民に向けての参画協働の啓発と意識の醸成に努めます。
- イ 学習機会の充実  
市民を対象とした参画協働にかかわる講座や学習会等を開催し,市民参画協働の推進に努めます。
- ウ 新たな担い手の育成  
新たな担い手の育成に努めます。  
職場を退職した後に,無理なく自然に市民活動に参加できるよう支援に努めます。
- エ 市民活動の人材育成とリーダー育成の実施  
各種の要素を連携させて大きな力として,市民活動をコーディネートできる人材の育成と活動を導くリーダーの育成に努めます。そのため参画協働の推進に関する研修を継続的に実施し,人的資源の活用に努めます。

( 3 ) 市職員に参画協働に関する研修を実施します。

市職員の市民参画協働の推進に関する意識と資質の向上を図るため,多様な形態の職員研修を実施します。  
市職員の,一人ひとりのまちづくりに対する意欲,知識及び技能を高め,意識を醸成します。

## 基本目標 2 多様な市民参画の手法を整備します

### <手法の整備>

(1) 市の施策などの策定過程においては、企画立案の段階から市民への説明を行うとともに、市民参画の手續に関する制度を整備します。

1) 審議会等の活用

審議会等には、適切な市民代表や有識者等が選任されなければいけません。そのためにも、市民委員の選任に努めます。

2) 市民提案の活用

市民参画の手續に基づく市民からの提案について、市は積極的に対応します。また、その審査結果について、説明責任を果たします。

3) ワークショップの開催

ワークショップについては様々な手法があります。市は、市民と協働で新たな手法の開発に努めます。

4) パブリックコメントの活用

他の市民参画手續との関係も勘案して、より効果が上がるよう実施していきます。

5) 新たな市民参画の手法の調査研究

新たな市民参画の手法の調査研究をします。

## 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の手續の対象となる施策は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市の基本構想,基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更
  - (2) 市政に関する基本方針を定め,又は市民に義務を課し,若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃
  - (3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの重要な変更
  - (4) その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃
- 2 前項の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当する施策については,市民参画の手續を行わないことができる。
- (1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められ,当該基準に基づき行うもの
  - (2) 市税の賦課徴収及び分担金,使用料,手数料等の徴収に関するもの
  - (3) 前2号に掲げるもののほか,緊急を要するものその他やむを得ない理由があるもの

### 基本目標3 市民活動を高めるための環境を整備します

#### <環境の整備>

#### (1) 行政情報を積極的に発信するよう努めます。

市は、市民に対してこれまでもまして、より分かりやすい情報の発信に努めます。

#### (2) 協働の拠点の整備と充実を図ります。

市は、市民参画協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体の協働の拠点を設置します。

また、協働の拠点では次の事業に取り組み、充実を図ります。

- ・市民参画及び協働に関する行政情報や市民活動についての情報の収集及び提供
- ・利用者間の交流やネットワーク支援
- ・NPOに関する相談（中間支援）
- ・その他市民参画及び協働の推進に関すること

## 基本目標 4 市民参画協働推進の仕組みを整備します

### <仕組みづくり>

#### (1) 市民参画協働推進の組織体制を整備します。

本市における市民参画協働を総合的に推進するため、市長を本部長とする芦屋市市民参画協働推進本部を設置し、全庁を挙げて計画の着実な推進を図ります。

#### (2) 参画協働事業を支える仕組みづくりを行います。

##### ア 市民参画協働推進システムの整備に努めます。

市民と市の役割分担を、参画協働の視点からとらえ直し、協働事業の課題の解決及び推進を図るシステムの整備に努めます。

##### イ 参画協働を評価する仕組みを検討します。

協働事業の信頼性を高め、事業の透明性を確保するとともに、協働の視点から事業の目的や効果を評価する仕組みを検討します。

##### ウ 新たな活動に対する支援に努めます。

## 基本目標5 市民参画協働事業を推進します

### < 市民参画協働事業の推進 >

#### (1) 市民参画協働の推進をするための新たな協働事業を検討します。

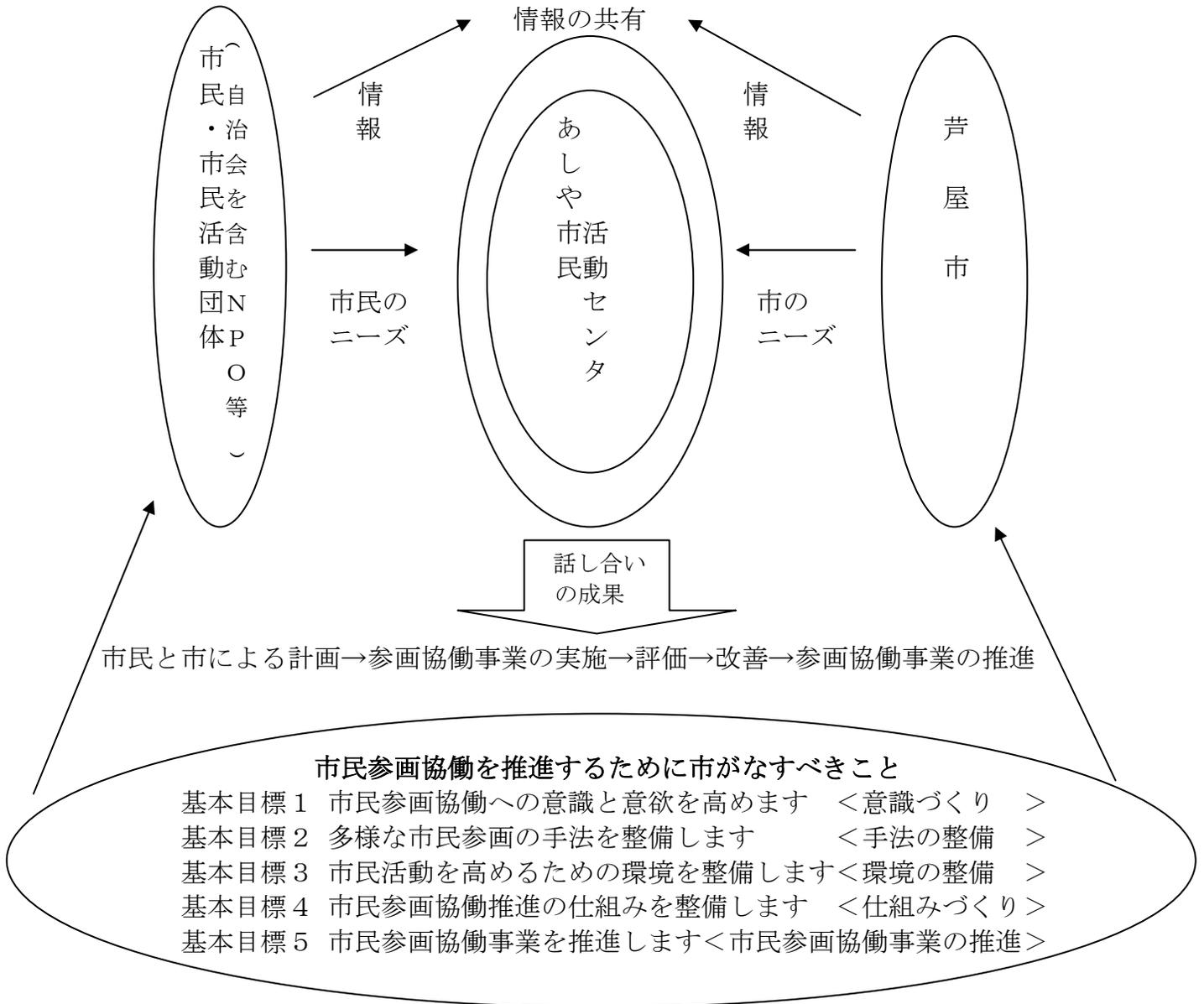
市民と市は、これまでも連携を図りながら協働事業に取り組んできました。

今後とも市は、参画協働事業の拡大を図りながら、市民参画協働の推進を図ります。

## 芦屋市市民参画協働推進計画イメージ図

### 市民参画協働推進の取り組み

市民参画協働事業を支える仕組みづくり



### 市民参画協働を推進するために市がなすべきこと

- 基本目標 1 市民参画協働への意識と意欲を高めます <意識づくり >
- 基本目標 2 多様な市民参画の手法を整備します <手法の整備 >
- 基本目標 3 市民活動を高めるための環境を整備します <環境の整備 >
- 基本目標 4 市民参画協働推進の仕組みを整備します <仕組みづくり >
- 基本目標 5 市民参画協働事業を推進します <市民参画協働事業の推進 >

市民参画と協働による住みよいまちづくり

資 料 編

## 1 芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住、在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。
- (2) 市民参画 市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。
- (3) 協働 市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。
- (4) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の施策の企画立案、意見交換、提言等を行うため要綱等により設置する委員会等をいう。
- (5) 市民提案 市民が自ら施策を提案し、又は市の求めに応じて市民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。
- (6) ワークショップ 市の施策の策定に当たり、一定の案に集約するため、市民が参加し、各種共同作業等を行い、施策について議論する方法をいう。
- (7) パブリックコメント 市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続をいう。

(基本原則)

第3条 市民及び市は、次に掲げる原則を踏まえ、市民参画及び協働の推進を図るものとする。

- (1) 自立の原則 市民は、自らの意思により市民参画及び協働の推進を行い、市は、市民活動の自主性を尊重する。
- (2) 対等の原則 市民及び市は、対等の関係として市民参画及び協働の推進を行う。
- (3) 相互理解及び協力の原則 市民及び市は、市民参画及び協働の推進の目的を共有し、信頼関係の醸成と相互協力関係の形成に努める。
- (4) 情報の提供及び共有の原則 市民参画及び協働の推進に関する情報について、市民は自らの持つ活動の情報を提供し、市は積極的に情報を公開し、互いに共有する。

- (5) 評価と説明の原則 市民参画及び協働による施策の実施にかかわる市民は、それぞれが担った役割の成果について評価と説明を行い、市は、市民参画及び協働により行う施策の実施について、評価と説明の責任を持つ。

(市の責務)

第4条 市は、市民の市民参画及び協働への意識と意欲を高めるよう啓発を行う。

2 市は、市民が市政について必要とする情報を積極的に公開する。

3 市は、市民が容易に市政に参画し、協働を推進できるよう創意工夫を行う。

(市民の責務)

第5条 市民は、協働の精神の下で市民参画に取り組み、公共の利益を図ることを基本として、積極的な協働に努める。

(市民参画の対象)

第6条 市民参画の手續の対象となる施策は、次の各号のとおりとする。

(1) 市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定又は重要な変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定又は改廃

(3) 公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定又はそれらの重要な変更

(4) その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参画の手續を行わないことができる。

(1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められ、当該基準に基づき行うもの

(2) 市税の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、緊急を要するものその他やむを得ない理由があるもの

(市民参画の手續)

第7条 この条例における市民参画の手續は、次のとおりとする。

(1) 審議会等の活用

(2) 市民提案の活用

(3) ワークショップの開催

(4) パブリックコメントの活用

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める協議会、公聴会等の活用

2 市は、手續の実施に当たっては、前項各号の手續のうちから、適切かつ効果的なものを選択し、実施しなければならない。

(審議会等)

第8条 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、他の審議会等における委員の就任状況、構成等を勘案し、選任するよう努めるものとする。

2 市は、審議会等に市民公募による委員を1人以上選任するよう努めなければならない。

らない。

(市民提案)

第9条 市民は、市民提案により具体的な施策を提案することができる。

2 市は、市民から施策に対する提案を求めようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

- (1) 対象事項の目的
- (2) 提案の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他提案に関する必要な事項

3 市は、市民からの提案について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、芦屋市情報公開条例(平成14年芦屋市条例第15号)の趣旨に照らし、公表することが不相当と認められる部分(第11条第3項において「非公開情報部分」という。)については、公表しない。

(ワークショップ)

第10条 市は、ワークショップを開催するときは、広く市民の参加を求め、素案の合意形成が図られるよう努めなければならない。

(パブリックコメント)

第11条 市は、パブリックコメントを実施しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表する。

- (1) 対象事項の案及び関係資料
- (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (3) その他意見に関する必要な事項

2 意見の提出期間は、原則として1月以上とする。ただし、緊急の必要があるときその他やむを得ないときは、その理由を公表した上で意見の提出期間を短縮することができる。

3 市は、提出された意見について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。ただし、非公開情報部分については、公表しない。

(市民参画の手続の実施時期)

第12条 市は、市民参画の対象となる施策の決定前のできるだけ早い時期から市民参画の手続を実施するよう努めなければならない。

(市民参画の手続の公表)

第13条 市民参画の手続に関する事項を公表するときは、次に掲げる方法のうちから適切な方法により行うものとする。

- (1) 担当の所管課での閲覧
- (2) 市広報紙への掲載
- (3) 市ホームページへの掲載
- (4) 行政情報コーナーでの閲覧
- (5) その他効果的に周知できる方法

(実施予定及び実施状況の公表)

第14条 市は、毎年度、その年度における市民参画の手續の実施予定及び前年度における市民参画の手續の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(協働の拠点)

第15条 市は、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体(次条において「市民活動団体等」という。)の協働の拠点を設置する。

2 前項の協働の拠点の運営については、市民が市の協力を得て行うものとする。

(市民活動団体等への支援)

第16条 市は、市民活動団体等に対して、その活動の支援に努める。

(推進計画)

第17条 市は、市民参画及び協働による市政を総合的に推進するための計画(以下「推進計画」という。)を定め、実施するものとする。

2 市は、推進計画を定め、又は変更するときは、その内容を公表するものとする。

(芦屋市市民参画協働推進会議への諮問)

第18条 市長は、推進計画の策定、推進計画の進行状況その他推進計画に関し必要な事項については、芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)第2条に規定する芦屋市市民参画協働推進会議に諮るものとする。

(補則)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている施策であつて、市民参画の手續を実施することが困難なものについては、第8条から第11条までの規定は適用しない。

(検討)

3 市は、社会情勢の変化及び市民参画の推進状況に応じて検討を加え、その結果に基づいて、5年以内を目途にこの条例の見直し等の必要な措置を講じるものとする。

(芦屋市附属機関の設置に関する条例の一部改正)

4 芦屋市附属機関の設置に関する条例(平成18年芦屋市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市長芦屋市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市市民参画協働推進会議	市民参画に関する事項の調査審議	8人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民 (3) 市民団体の代表者	2年
---------------	-----------------	------	-------------------------------------	----

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部)

改正)

- 5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年芦屋市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表芦屋市総合計画審議会の項の次に次のように加える。

芦屋市市民参画協働推進会議	会長	日額	13, 500
	委員	日額	11, 200

## 2 芦屋市市民参画協働推進会議委員名簿

(順不同・敬称略)

	氏名	性別	出身団体等の名称及び役職
学識経験者	◎ <small>いまがわ</small> 今川 <small>あきら</small> 晃	男	同志社大学政策学部教授 同大学院総合政策科学研究科教授
	○ <small>ひろもと</small> 弘本 <small>ゆかり</small> 由香里	女	大阪ガス株式会社エネルギー文化研究所客員研究員
	<small>じゃお</small> 焦 <small>つおんみいえん</small> 従 勉	女	神戸学院大学法学部准教授
市民団体	<small>ふじの</small> 藤野 <small>はるき</small> 春樹	男	芦屋ライオンズクラブ前会長 芦屋市民まつり協議会理事
	<small>やまむら</small> 山村 <small>たかし</small> 孝司	男	芦屋市社会福祉協議会副会長
	<small>やました</small> 山下 <small>まさお</small> 正夫	男	芦屋市自治会連合会副会長
市民	<small>かわぐち</small> 河口 <small>くれない</small> 紅	女	市民委員
	<small>すがぬま</small> 菅沼 <small>くみこ</small> 久美子	女	市民委員

◎…会長

○…副会長

### 3 芦屋市市民参画・協働推進アドバイザー会議設置要綱

(設置)

第1条 市民参画・協働を推進するための助言を受けるため、芦屋市市民参画・協働推進アドバイザー会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、市民参画・協働の推進に関する助言その他設置目的達成のため必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 会議は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 会議の委員は、有識者のうちから市長が委嘱する。

(座長)

第5条 会議に座長及び副座長を置く。

2 座長及び副座長は、市長が指名する。

3 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(設置期間)

第7条 会議の設置期間は、平成20年3月31日までとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、市民参画を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月6日から施行する。

#### 4 芦屋市市民参画・協働推進アドバイザー会議委員名簿

(敬称略)

	氏名	性別	出身団体等の名称及び役職
座長	いまがわ 今川 晃	男	同志社大学政策学部教授 同大学院総合政策科学研究科教授
副座長	ほかぞの 外園 かずと 一人	男	神戸女子大学文学部名誉教授 NPO 法人 日本デンマーク体操研究会名誉会長
委員	かいし 海士 美雪	女	社会福祉法人 大阪ボランティア協会 市民エンパワメントセンター ボランティアコーディネーター
委員	くにえだ 国枝 てつお 哲男	男	NPO 法人 コミュニティ・サポートセンター事業本部長
委員	ひろもと ゆかり 弘本由香里	女	大阪ガス株式会社エネルギー文化研究所客員研究員

## 5 芦屋市市民参画協働推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における市民参画協働を推進するために、芦屋市市民参画協働推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市民参画協働推進に関する施策の計画及び総合的な推進に関すること。
- (2) 市民参画協働推進に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民参画協働推進のための重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、推進本部の事務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部には、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は市民生活部長、副委員長は市民生活部経済課長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 幹事会の委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に幹事以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、市民参画協働推進を担当する課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年9月18日から施行する。

別表第1（第3条関係）

(本部員)
教育長
技監
総務部長
総務部参事（行政経営担当部長）
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
保健福祉部長
都市環境部長
都市環境部参事（都市計画担当部長）
市立芦屋病院事務局長
会計管理者
水道部長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

総務部文書行政課長
総務部行政経営課長
総務部財政課長
市民生活部主幹（男女共同参画推進担当課長）
保健福祉部地域福祉課長
都市環境部道路課長
市立芦屋病院事務局総務課長
水道部水道管理課長
消防本部管理課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長

## 6 芦屋市民参画協働推進本部員名簿

職 務	氏 名	役 職 名
1 本 部 長	山中 健	市 長
2 副本部長	岡本 威	副市長
3 本 部 員	藤原 周三	教育長
4 "	大瓦 巖	技 監
5 "	佐藤 稔	総務部長
6 "	鴛海 一吉	総務部参事(行政経営担当部長)
7 "	渡辺 道治	総務部参事(財政担当部長)
8 "	高嶋 修	市民生活部長
9 "	浅原 友美	保健福祉部長
10 "	定雪 満	都市環境部長
11 "	佐田 高一	都市環境部参事(都市計画担当部長)
12 "	里村 喜好	市立芦屋病院事務局長
13 "	青山 学	会計管理者
14 "	小野 政春	都市環境部参事(下水道事業担当部長) 水道部長
15 "	樋口 文夫	消防長
16 "	三栖 敏邦	教育委員会管理部長
17 "	中尾 滋男	教育委員会学校教育課長
18 "	松本 博	教育委員会社会教育部長

職 務	氏 名	役 職 名
1 事 務 局	大橋 義裕	市民生活部市民参画課長
2 "	田中 徹	市民生活部市民参画課課長補佐
3 "	福島 貴美	市民生活部市民参画課主査

7. 芦屋市民参画協働推進本部幹事会委員名簿

職 務	氏 名	役 職 名
1 委 員 長	高嶋 修	市民生活部長
2 副委員長	杉町 治	市民生活部経済課長
3 委 員	水田 敏晴	総務部文書行政課長
4 "	今倉 明	総務部行政経営課長
5 "	古田 晴人	総務部財政課長
6 "	齒朶 治	市民生活部主幹 (男女共同参画推進担当課長)
7 "	浅田 太枝子	保健福祉部地域福祉課長
8 "	谷崎 明日出	都市環境部道路課長
9 "	高山 栄昭	市立芦屋病院総務課長
10 "	三井 幸裕	水道部水道管理課長
11 "	上田 保	消防本部管理課長
12 "	橋本 達広	教育委員会管理部管理課長
13 "	川崎 正年	教育委員会社会教育部生涯学習課長

職 務	氏 名	役 職 名
1 事 務 局	大橋 義裕	市民生活部市民参画課長
2 "	田中 徹	市民生活部市民参画課課長補佐
3 "	福島 貴美	市民生活部市民参画課主査

## 8 策定経過

年 月 日	内 容
平成 19 年 6 月 24 日(日)	第 1 回 芦屋市市民参画協働推進会議
平成 19 年 7 月 25 日(水)	第 2 回 芦屋市市民参画協働推進会議
平成 19 年 8 月 24 日(金)	第 3 回 芦屋市市民参画協働推進会議
平成 19 年 8 月 27 日(月)	第 1 回 芦屋市市民参画・協働推進アドバイザー会議
平成 19 年 9 月 28 日(金)	第 1 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議幹事会
平成 19 年 10 月 5 日(金)	第 1 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議
平成 19 年 10 月 9 日(火)	第 2 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議幹事会
平成 19 年 10 月 18 日(木)	第 2 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議
平成 19 年 10 月 22 日(月)	第 4 回 芦屋市市民参画協働推進会議
平成 19 年 10 月 29 日(月)	第 2 回 芦屋市市民参画・協働推進アドバイザー会議
平成 19 年 11 月 9 日(金)	第 5 回 芦屋市市民参画協働推進会議
平成 19 年 11 月 13 日(火)	第 3 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議幹事会
平成 19 年 11 月 19 日(月)	第 3 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議
平成 19 年 12 月 25 日(火) ～平成 20 年 1 月 24 日(木)	芦屋市市民参画協働推進計画(案)への市民意見の募集
平成 20 年 1 月 31 日(木)	第 6 回 芦屋市市民参画協働推進会議
平成 20 年 2 月 15 日(金)	第 4 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議幹事会
平成 20 年 2 月 19 日(火)	第 4 回 芦屋市市民参画協働推進本部会議

## 芦屋市市民参画協働推進計画

平成20年（2008年）2月

編集・発行

芦屋市（市民生活部市民参画課）

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL(0797)38-2007

FAX(0797)38-2004

E-mail : [info@city.ashiya.hyogo.jp](mailto:info@city.ashiya.hyogo.jp)

<http://www.city.ashiya.hyogo.jp>